

福島地方最低賃金審議会

第3回福島県非鉄金属製造業最低賃金専門部会議事要旨

1 日時 令和2年10月19日(月)13:30~17:10

2 場所 福島合同庁舎3階共用会議室

3 出席者 公益委員 2名
労働者側委員 3名
使用者側委員 3名

4 議題

(1) 金額審議について

5 議事要旨

議題(1)について

- ・労働者側委員からは「地域間格差を考え、秋田、埼玉がプラス4円で決着していることから、福島県の地域別最低賃金がプラス2円であること、地域別最低賃金に対する優位性をプラス2円とし、合計プラス4円で提示したい。」との主張であった。
- ・使用者側委員からは「雇用情勢は依然厳しく改善している状況ではない。完全失業率も前月より上昇しており、いかに雇用を守っていくかが重要だが、労働側の合意が前提のもとプラス1円を提示する。」との主張であった。
- ・労働者側委員からは「この状況下であっても影響率も含め、企業経営に大きなインパクトを与えるものではない。前回から歩み寄ってプラス2円を提示したい。」との主張があった。
- ・使用者側委員からは「秋田、埼玉の件については、地域間の人材の確保という点では直接的に比較するものではないと考えている。前回同様、労働側の合意が前提のもとプラス1円を提示する。」との主張があった。
- ・労働者側委員からは「秋田、埼玉と比較すべきではないとの意見だが、金額だけ見れば差がついているのは明らか。2円引き上げであれば影響率も大きな影響はないため、前回同様プラス2円を提示する。」との主張であった。
- ・使用者側委員からは「前回同様、労働側の合意が前提のもと+1円を提示する。」との主張があった。

- ・ 労働者委員からは「コロナ禍の中で使用者側も最大限譲歩していただいたと重く受け止めたいが、2年前審議ができず大きな差がついた。使用者側が来年以降、単年プラス、2年前の取れなかった分を埋めるため中長期的に議論に応じていただくことを条件として、我々も全会一致で+1円に同意する。」との意見が出された。
- ・ 使用者側委員からは「一昨年、非鉄金属に関する特定最賃の審議がなかったことに対しての労働者側委員の思い、考えはしっかりと受け止めたい。その上で、今後の審議については制度に則って労使のイニシアティブをしっかりと発揮しながら議論、協議をしていきたい。」との意見が示され、全会一致で結審した。
- ・ 全会一致での決議のため、「専門部会の決議をもって審議会の決議とすることが適用され、審議会長名で局長あて答申が行われた。
- ・ 事務局が今後の手続きについて説明し、発効日については法定発効とし、官報公示等の手続きを行うことが了承された。